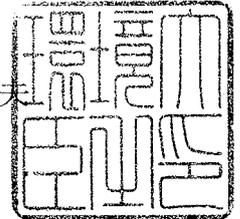




諮問 第 2 5 6 号
環水大水発第090226001号
平成 2 1 年 2 月 2 6 日

中央環境審議会
会長 鈴木基之 殿

環境大臣
齊藤鉄夫



第7次水質総量削減の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、第7次水質総量削減の在り方について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定により環境大臣が策定した第6次総量削減基本方針に基づき、平成21年度を目標年度として、COD、窒素及びりんに係る汚濁負荷の総量削減に取り組んでいるところである。

しかしながら、これら海域におけるCOD、窒素及びりんの環境基準の達成率は十分な状況になく、赤潮、貧酸素水塊といった富栄養化に伴う問題が依然として発生している。

このような状況に鑑み、これら海域における総合的な水質改善対策を一層推進するため、第7次水質総量削減の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第 495 号
平成 21 年 2 月 26 日

中央環境審議会水環境部会
部会長 松尾友矩 殿

中央環境審議会
会長 鈴木基之



第 7 次水質総量削減の在り方について（付議）

平成 21 年 2 月 26 日付け諮問第 256 号、環水大水発第 090226001 号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、水環境部会に付議する。